

令和2年第2回糸魚川市議会定例会会議録 第5号

令和2年6月25日（木曜日）

議事日程第5号

令和2年6月25日（木曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 表彰状の伝達
- 日程第3 所管事項調査について
- 日程第4 議案第75号から同第77号まで
- 日程第5 議案第78号から同第84号まで
- 日程第6 議案第85号
- 日程第7 議案第86号
- 日程第8 議案第87号から同第90号まで
- 日程第9 発議第2号
- 日程第10 発議第3号及び同第4号
- 日程第11 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 表彰状の伝達
- 日程第3 所管事項調査について
- 日程第4 議案第75号から同第77号まで
- 日程第5 議案第78号から同第84号まで
- 日程第6 議案第85号
- 日程第7 議案第86号
- 日程第8 議案第87号から同第90号まで
- 日程第9 発議第2号
- 日程第10 発議第3号及び同第4号
- 日程第11 閉会中の継続調査について

〈応招議員〉 19名

〈出席議員〉 19名

1番	平澤	惣一郎	君	2番	東野	恭行	君
3番	山本	剛	君	4番	吉川	慶一	君
5番	中村	実	君	6番	滝川	正義	君
7番	佐藤	孝	君	8番	新保	峰孝	君
9番	田原	実	君	10番	保坂	悟	君
11番	笠原	幸江	君	12番	斉木	勇	君
13番	高澤	公	君	15番	田中	立一	君
16番	古川	昇	君	17番	渡辺	重雄	君
18番	松尾	徹郎	君	19番	五十嵐	健一郎	君
20番	吉岡	静夫	君				

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市	長	米田	徹	君	副	市	長	藤田	年明	君
総務部	長	五十嵐	久英	君	市民部	長	渡辺	成剛	君	
産業部	長	見辺	太	君	総務課	長	渡辺	忍	君	
企画定住課	長	渡辺	孝志	君	財政課	長	山口	和美	君	
能生事務所	長	土田	昭一	君	青海事務所	長	猪股	和之	君	
市民課	長	川合	三喜八	君	環境生活課	長	高野	一夫	君	
福祉事務所	長	嶋田	猛	君	健康増進課	長	池田	隆	君	
商工観光課	長	大嶋	利幸	君	農林水産課	長	猪又	悦朗	君	
建設課	長	五十嵐	博文	君	復興推進課	長	斉藤	喜代志	君	
ガス水道局	長	樋口	昭人	君	消防	長	小林	正広	君	
教育	長	井川	賢一	君	教育次	長	磯野	茂	君	
教育委員会	こども課	磯野	豊	君	教育委員会	こども教育課	長	富永	浩文	君

〈事務局出席職員〉

局	長	松木	靖	君	次	長	松村	伸一	君
係	長	上野	一樹	君					

〈午前10時00分 開議〉

○議長（中村 実君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、ありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（中村 実君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、9番、田原 実議員、18番、松尾徹郎議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

高澤委員長。〔13番 高澤 公君登壇〕

○13番（高澤 公君）

おはようございます。

議会運営委員会報告を行います。

去る6月11日と24日に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

市議会定例会における追加議案につきましては、本日提案されました議案第87号、同88号、同89号、同90号は、いずれも新型コロナウイルス感染防止対策に関する補正予算であります。本日の日程事項とし、委員会の付託を省略し、即決にてご審議いただくこととしております。

次に、委員長報告につきましては、総務文教、市民厚生、両常任委員長から、休会中に行った所管事項調査について、その経過を報告したい旨の申出があることから、本日の日程事項としたいものであります。

議員発議につきましては、お手元に配付してあります発議書のとおり、発議第2号、緊急自然災害防止対策事業の期限延長を求める意見書。発議第3号及び4号として、新型コロナウイルス感染症防止対策に関する意見書が、所定の手続を経て提出されております。これを本日の日程事項とし、委員会の付託を省略して、即決にてご審議いただきたいものであります。

続いて、議会運営につきましては、議会基本条例の検証のうち、第7条は今後も継続して行うこととしておりますが、7条に関連し、市民の意見を聴く場ということで、申込みのあった女性議会について進めております。

この時点で決定した事柄を報告いたします。

これまで名称を仮称、女性議会としていましたが、今後は女性の声を聴く会とし、開催者は、糸

魚川市議会と糸魚川市の共催とすることとしました。開催日時は、令和2年11月11日午後とすることとしました。内容は、一般質問形式とし、質問者を募る方法は、公募とすることとしました。応募者の多い場合は、地域ごとになるよう抽せんを行うこととしました。また、女性議会要望者である方の枠を一枠設けることといたしました。告知方法は、議会広報を用いることとし、7月22日に発行の議会だよりに内容を掲載し、締切りを8月25日とすることで決しまして、以上のことが決定されております。

続いて、議会基本条例の22条、議員の政治倫理の検証では、政治倫理については、時代とともに変えていかなければならない事柄もあるが、それは今後の世情に合わせて研究していくこととし、今のところは現状のままでよいとすることで、委員会の意見の一致を見ております。

そのほか議会運営については、委員会の集約については、その方法について先例申合せ事項として、委員会における集約は、委員会の総意として全会一致のときに行うことができるものとする。この場合において、委員長に集約を申し出るときは、賛成者1人以上を必要とすると明記することで、委員会の意見の一致を見ております。

続いて、タブレット端末を利用したペーパーレスについては、多くの意見が出ましたが、会議録を配付しないことの見解が多く、その方向で調整しました。図書室に何冊か備えることとし、どうしても必要な議員は、事務局へ申し入れることとしました。今後は、会議録は配付しない方針で委員会の意見の一致を見ております。

ホームページ上の議会録画映像については、諸般の事情で録画映像の配信は、2年を経過したものから削除することで委員会の意見の一致を見ております。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2．表彰状の伝達

○議長（中村 実君）

日程第2、表彰状の伝達を行います。

在職20年以上の議員として松尾徹郎議員が、在職15年以上の議員として渡辺重雄議員が、全国市議会議長会及び北信越市議会議長会から表彰されておりますので、ただいまから表彰状及び記念品の伝達を行います。

それでは、事務局より名前を申し上げます。

○議会事務局長（松木 靖君）

それでは、お名前を申し上げますので、ご登壇をお願いいたします。

18番、松尾徹郎議員。

〔18番 松尾徹郎君登壇〕

〔表彰状の伝達〕

○議長（中村 実君）

表彰状 糸魚川市 松尾徹郎殿。

あなたは、市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は、特に著しいものがありますので、第96回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

令和2年5月27日 全国市議会議長会会長 野尻哲雄、代読。

おめでとうございます。

〔拍手〕

○議長（中村 実君）

表彰状 糸魚川市 松尾徹郎殿。

あなたは、市議会議員として在職20年、よく市政の発展に努められ、その功績は誠に顕著なものがあります。

よって、第95回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。

令和2年4月22日 北信越市議会議長会会長 長岡市議会議長 丸山広司、代読。

おめでとうございます。

〔拍手〕

○議会事務局長（松木 靖君）

次に、17番、渡辺重雄議員、ご登壇をお願いいたします。

〔17番 渡辺重雄君登壇〕

〔表彰状の伝達〕

○議長（中村 実君）

表彰状 糸魚川市 渡辺重雄殿。

あなたは、市議会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第96回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。

令和2年5月27日 全国市議会議長会会長 野尻哲雄、代読。

おめでとうございます。

〔拍手〕

○議長（中村 実君）

表彰状 糸魚川市 渡辺重雄殿。

あなたは、市議会議員として在職15年、よく市政の発展に努められ、その功績は誠に顕著なものがあります。

よって、第95回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。

令和2年4月22日 北信越市議会議長会会長 長岡市議会議長 丸山広司、代読。

おめでとうございます。

〔拍手〕

○議長（中村 実君）

以上で、表彰状の伝達を終わります。

日程第3. 所管事項調査について

○議長（中村 実君）

日程第3、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、総務文教常任委員会及び市民厚生常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

笠原幸江総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

笠原委員長。〔11番 笠原幸江君登壇〕

○11番（笠原幸江君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、本定例会の6月18日に所管事項調査を行っておりますので、ご報告いたします。

調査項目は、1、いじめ、不登校の状況について、2、新型コロナウイルスに関する学校の対応について、3、公民館体制の現状と課題について、4、第3次糸魚川市総合計画策定について、5、糸魚川市国土強靱化地域計画の策定について、以上、5項目について調査を行っております。

主な内容をご報告いたします。

1、いじめ、不登校の状況について。資料に基づき、平成30年度、平成31年度の状況と本年5月までの状況や、学校において児童生徒の人権感覚を磨く機会を定期的に行っている旨の説明を受けています。

委員より、年度切替えに伴う数値の取り方について、いじめや不登校の児童生徒を少しでも解消するため継続的に把握し、よい方向にしてほしいとの質疑に対して、不登校の児童生徒を出さない取組というのは、一番大事だと思っている。個別の取組で全てのケースを確認している。その中で子供だけの責任という部分だけでなく、家庭の問題も含めてしっかり対応していきたいとの答弁がありました。

次に、2番目、新型コロナウイルスに関する学校の対応について。学校の衛生管理と環境整備、児童生徒及び教職員の健康管理など等、感染防止と教育活動の実施における学習の進捗状況等、ICTの活用とオンライン学習の見通し、各種行事、課外活動等についての説明を受けています。

委員より、新型コロナウイルスの影響で予定していた授業の変更・中止を余儀なくされている。特に節目の小学校6年生や中学校3年生の各種大会など、感染予防する中での今後の取組をぜひお願いしたいとの質疑に対して、感染予防対策をしながら、いろいろな行事をこなしていくのは大事だと思っている。財源については、各種大会が中止になった関係で既決予算があるので、その中で対応したいと思っていると答弁がありました。

次に、3番、公民館体制の現状と課題について。平成31年1月31日に引き続き、現状と課題について調査を行いました。今回は、地区公民館職員への業務の割合のヒアリングを行っており、現状分析と課題を抽出し、公民館における新しい課題に関しては、資料により説明を受けています。

委員より、身近な行政の出先機関的になってもらったほうが、高齢社会の中ではよいのではないかと考えているという意見がありました。また、職員の成り手がなく、行事の見直しが必要になっているなどの課題に対して、市としてどのように考えているのかとの質疑に対して、地区公民館ごとにそれぞれのニーズがあるが、それぞれの地区公民館が主体的に活動し、そのニーズを拾いながら市としての方策とすり合わせをしながら進めていく形を取りたいと思っている。事業の見直しに関しては、新しい生活様式も考慮した新しいやり方を考えていかなければならないと答弁がありました。

次に、4番目、第3次糸魚川市総合計画策定について。令和4年からスタートする次期総合計画の策定に着手するため、概要や計画期間、計画策定の方針、策定作業のスケジュールの説明を受けています。

委員から、SDGsの目標設定に関する取組について質疑があり、日本のみならず世界的に進めていくことであり、そういう目線が非常に大事である。17の目標分野、169のターゲット、これを総合計画の指標の中でゴールを決めてどうしていくかという視点も入れながら、一步でも近づけるように計画に織り込んで意識を定着させていきたい。人口減少対策、人口減少社会の克服、この課題は最重要課題であり、課題を克服するために何をしていけばいいのかという視点で進んでまいりたいと答弁がありました。

最後に、5番目、糸魚川市国土強靱化地域計画の策定について。3月に計画の素案に関して報告を受けており、今回、その後の経過について説明を受けております。令和3年度からの国の交付金において、この計画が作成されていることが交付に関する要件となったことから、県内でも多くの市町村で今年度中に計画を作成する予定としている。当市では、6月策定を目途に計画案の取りまとめを行っている。この計画は、当市の強靱化に関する施策を総合的・計画的に推進するため、指針として定めることとしており、総合計画との調和・整合を図りつつ、地域防災計画を初めとする各種計画の総合的な指針として位置づけをしている。現在、糸魚川市防災会議において書面会議による意見照会を行っており、委員会での意見と合わせて計画に反映し、最終的な糸魚川市の地域計画としてまとめる予定としているとの説明を受けております。説明を受ける中で、特段報告すべき質疑・意見はありませんでした。

このほか幾つか質疑・意見がありましたが、割愛させていただきます。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、吉川慶一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

吉川委員長。〔4番 吉川慶一君登壇〕

○4番（吉川慶一君）

おはようございます。

市民厚生常任委員会では、6月22日に所管事項調査を行いました。

調査項目は、健康づくりセンターの管理運営についてであります。

担当課より、新型コロナウイルス感染症対策の経過は、上越市及び大町保健所管内で感染者の発生を受け、4月6日から市外在住者の利用制限を実施していたが、順次、制限緩和をして、6月19日から全面解除している。施設では、国の緊急事態宣言を受け、4月25日から5月20日まで休館。プール教室も休講とした。現在、消毒と換気を実施し、3密回避でマシンの間引きやスタジオ人員制限など感染防止に配慮し、各種教室を開催している。施設の利用者は、スポーツジムの集団感染報道の影響を受け、2月から5月までの集計では大きく減少している。市の指示により、利用制限及び休館に伴う収入減少の補償について指定管理者と協議中であり、施設の利用料と教室の受講料が収入の柱であることから、補償についての調整の上、今後、補正予算の計上を考えていると説明がありました。

委員より、民間事業者が指定管理を受けているため、雇用調整助成金や持続化給付金を申請する予定かとの質疑に対し、指定管理者は3社JVであり、それぞれの企業で該当するものとしはないものがあると聞いているが、活用できる交付金については全て活用してほしいと伝え、申請の準備をしてると答弁がありました。

また、委員より、プールでの新型コロナウイルス対策についての質疑に対し、密接にならないよう準備体操から距離を空けて泳ぐコースを余裕を持って設定、また、指導者のフェイスシールド使用も準備ができ次第、対応すると答弁されております。

そのほかにも質疑・意見等がありましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第4．議案第75号から同第77号まで

○議長（中村 実君）

日程第4、議案第75号から同第77号までを一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

笠原幸江総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

笠原委員長。〔11番 笠原幸江君登壇〕

○11番（笠原幸江君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました本案については、6月18日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第75号、糸魚川市基金条例の一部を改正する条例の制定では、新型コロナウイルス感染症対策基金を設置し、医療、福祉、子供関係の分野を中心に充当する予定、主に新型コロナウイルス感染症対策支援寄附金を原資とし、積み立てるとの説明・答弁を受けています。

議案第76号、糸魚川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定と、議案第77号、糸魚川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、国の基準改正に伴う地域型保育事業と、保育園・幼稚園の連携施設の設定に関する改正であるが、本改正による市内への影響はないと説明を受けています。

そのほか、各議案に対し幾つか質疑がありましたが、異議なく可決しております。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第75号、糸魚川市基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第76号、糸魚川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第77号、糸魚川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第5．議案第78号から同第84号まで

○議長（中村 実君）

日程第5、議案第78号から同第84号までを一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

田中立一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

田中委員長。〔15番 田中立一君登壇〕

○15番（田中立一君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました本案については、去る6月19日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査における主な事項についてご報告いたします。

議案第81号、財産の取得（シャルマン火打スキー場圧雪車）については、委員から圧雪車の耐用年数について質疑があり、圧雪車の場合は稼働時間を入替えの目安としており、標準の稼働時間約8,000時間に対し、入れ替える車両は1万1,583時間であると答弁がありました。

委員から、圧雪車は高価であるので、きちんと整備をして長期間使用してほしいという意見があり、管理については、毎年、定期点検を行っており、また、作業前には十分な点検をした上で作業を行っているとの答弁がありました。

そのほか若干の質疑がありましたが、割愛いたします。

以上で、建設産業常任委員会の付託案件審査報告を終了いたします。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第78号、糸魚川市特定賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第79号、財産の取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第80号、財産の取得についてを採決いたします。  
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。  
次に、議案第81号、財産の取得についてを採決いたします。  
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。  
次に、議案第82号、市道の認定についてを採決いたします。  
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。  
次に、議案第83号、二級河川の指定に関し意見を述べることについてを採決いたします。  
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。  
次に、議案第84号、公有水面埋立ての免許の出願に関し意見を述べることについてを採決いたします。  
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第6．議案第85号

○議長（中村 実君）

日程第6、議案第85号、糸魚川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と

結果について委員長の報告を求めます。

吉川慶一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

吉川委員長。〔4番 吉川慶一君登壇〕

○4番（吉川慶一君）

市民厚生常任委員会に付託となりました本案について審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおりで、可決であります。

審査の経過における主な事項についてご報告いたします。

議案第85号、糸魚川市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より説明の後、委員より、今回の特別定額給付金について、マイナンバーカードの申請手続について支障が出たと報道があったが、糸魚川市ではどうか。また、今後カード申請を市民に求めていく理由は何かとの質疑に対し、当市ではオンライン申請に不備はなかったと聞いている。現在、マイナンバーカードは、税の申告やコンビニ交付で利用されている。来年3月からは、健康保険証利用など行政手続の簡便化等を図っていきたいと答弁されています。

また、委員より、マイナンバーカードを持つことがいろんな手続上、必要になって市民への強制につながっていくようなおそれはないかとの質疑に対し、マイナンバーカードの取得は、あくまでも任意であり、強制ではない。既に番号自体は全国民に附番されており、個人情報の漏えい等が発生しないようにしっかりと整備されていると考えていると答弁されました。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第85号、糸魚川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7. 議案第86号

○議長（中村 実君）

日程第7、議案第86号、令和2年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。  
本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

笠原幸江総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

笠原委員長。〔11番 笠原幸江君登壇〕

○11番（笠原幸江君）

本定例会初日に、当委員会に分割付託となりました議案第86号については、6月18日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告します。

消防本部関係では、委員より、救急車に導入する除菌用オゾン発生装置に関して、人体への影響に対する質疑があり、オゾンガス濃度のセンサーにより、救急車内の労働環境下の許容濃度0.1ppmを越えないシステムとなっているとの答弁がありました。

また、防災備蓄品整備事業の購入品についての質疑に対して、避難所20か所におけるマスク、フェイスシールド、使い捨て手袋、アルコール消毒液、ハンドソープ、除菌クロス、非接触型体温計等と、地区公民館単位に簡易テント、簡易ベッドを予定しているとの答弁がありました。

財政課関係では、予備費の追加に対し、新型コロナウイルス感染症対策への緊急的な支出のための追加であり、あくまで緊急的な支援・対策を念頭に置いて計上している。指定管理料的なものは、算定根拠を議会へ報告し、説明し、対応していきたいとの説明・答弁がありました。

こども課、こども教育課関係では、学校情報施設等整備事業として、児童生徒用のPC、タブレットの全体の3分の2の整備に係る備品購入、校内無線LAN工事や設置対応業務などの整備支援業務委託の追加との説明を受けております。

委員より、早急な全体整備完了への対応、通信環境のない家庭への対応等の意見が述べられております。

そのほか幾つか質疑がありましたが、異議なく可決しております。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（中村 実君）

次に、田中立一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

田中委員長。〔15番 田中立一君登壇〕

○15番（田中立一君）

本定例会初日に、当委員会に分割付託となりました議案第86号については、去る6月19日に

審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

まず、商工観光課関係、7款1項3目、観光費の観光施設管理運営事業（新型コロナ対応）と柵口温泉権現荘管理運営事業（新型コロナ対応）について、新型コロナ対応による指定管理料の増額は、新型コロナウイルスの影響により営業ができなかったことから、管理運営経費を売上げのみで調達している各施設について指定管理料として予算計上を行った。額については、リスク分担表に基づき、指定管理者と協議を行い、今回の新型コロナの対応は不可抗力に起因する事業の中止等により生じた損害と判断し、指定管理者が年度当初の収支計画で見込んでいた4月から6月の3カ月分の売上げに係る固定経費分相当額を補正要求額として算定している。

また、国・県・市の各種支援制度は、最大限利用し、申請していくと説明があり、委員より、指定管理者との協議はいつ、どのように行われたかとの質疑に対し、権現荘は、4月9日付で能生町観光物産センターから協議書が提出され、それを受けて4月21日に能生事務所において協議を行った。このほか市の対策本部の対応については、その都度、指定管理者に指示し、対応の協議を行っている。親不知ピアパークの各施設については、4月24日から5月6日まで休業を指示している。その後、5月末まで休業を指示したところ、5月8日にピアパークの各施設から協議があったと答弁がありました。

委員より、権現荘との基本協定には、不可抗力の発生に起因する損害は、詳細を記した書面を市に提出し、市は被害状況の確認をし、不可抗力の判定、費用負担などを決定するとあるが、現時点でコロナは収束しておらず、損害状況を算定したり処理しようとすることに問題はないかとの質疑に対し、3月31日の専決で認められた340万円は、協議書に上げられた数字を精査し、過去3年間の平均の売上げを勘案し、金額を算出した。4、5、6月についても同様に、入り込み等の関係を精査し、所要の額を決定したいと答弁がありました。

委員より、今回の補正予算では、指定管理料で計上されたが、別の方法での支出や、収束した時点で年度末においてリスク分担に基づき処理したほうが分かりやすいのではとの質疑に対し、指定管理施設でも権現荘のように入り込み等による売上収入により施設運営をお願いしている施設については、売上げが確保できず、支出していかなければならないものについては待ったなしであり、会社のキャッシュフロー等の関係もあり、予算措置をし、内容を確認した上で対応していきたいと答弁がありました。

委員より、国がコロナウイルス対策で無利子・無担保融資の制度を立ち上げている。指定管理者についても、資金繰りの面で6月というまだ途中でもあり、年度末まで無利子・無担保融資を受けて、年度末に精算したほうが理解できるのではないかとの質疑に対し、通年でいうと4、5、6月は入り込みが少なく、7月、8月以降は、夏の入り込みも見込めることと、4月、6月は入り込みが少なく、年度当初の経費もかさみプラスにならない。会社は独自で融資等についての動きをしていると考えている。給付申請については、能生町観光物産センターが権現荘分も含めて申請し、金額が確定した段階で権現荘分として配分されると思っていると答弁がありました。

リスク分担に関する計算では、計画に対する算定となっているが、出されている過去3年の実績の数値でリスク分担を考えたほうが整合性があるのではないか。また、今年度新たに加味すべきプ

ラス要素が出てくる場合があれば、精算処理の仕方についてはどう考えているかとの質疑に対し、精算処理の仕方については、現在の段階では確定していないが、権現荘については3月に専決したときの算定根拠と基本的に変わりなく、そのほかに新たに現場で措置を行った経費については、別途考慮しなければならないと考えていると答弁がありました。

委員より、本日から自粛解除となることについて、指定管理施設では通常業務という判断でいいか。それならリスク分担はどうかとの質疑に対し、権現荘においても予約の受付を開始するが、コロナの影響ですぐに入り込みが回復するわけではないので、解除になってもリスク分担がゼロになるということではない。過去の入り込み等の数字と比較しながら精査していきたいと答弁がありました。

委員より、指定管理ということで協議の内容や管理者の考えまでのチェックは難しいが、一般事業者から懸念の声も上がっており、説明責任についてどのように果たしていく考えかとの質疑に対し、現在、権現荘に3,000万円予算計上しているが、3,000万ありきでなく、精査の上、対応したいと考えている。一般の方の懸念についてももしっかりお答えできるように進めていきたいと答弁があり、他の委員からの同様の質疑に対し、定例会最終日まで説明会を開催したいと答弁がありました。

さらに、新聞報道での業者への記事及び権現荘への税金の使い方についての質疑に対し、今朝の報道については承知しているが、市としては権現荘だけ特別扱いしているわけではなく、他の指定管理施設と同様に、コロナの影響による損失は協定の中でのリスク分担に基づいて対応している。民間企業と比べたら優遇されていると思われるのは当然のことかと思っているが、あくまで指定管理施設として市が責任を負う立場であり、民間事業所に対しても元の状態に戻るような施策を切れ目ない形で対応していきたいと答弁がありました。

委員より、権現荘についての3,000万円は予算で、使い切らなければ残すというのなら、今後、業者に対して補助制度を設けるといふ考えはあるかとの質疑に対し、権現荘については協定の中で執行し、費用を精査した中で進め、一般企業の方には今後、元気応援券の発行に加え、さらにプラスアルファを国の2次補正分も含めて検討したいと答弁がありました。

委員より、3月の指定管理料が340万円なら、4、5、6月トータルで1,000万円あれば足りるのではないかと。また、国・県からの補助金は幾らになるのか。能生町観光物産センターとどのような話し合いを行い、経営努力は行ってきたのかとの質疑に対し、能生町観光物産センターが各種給付金を申請している合計額は約780万円である。3月まで宿泊予約を頂いた方もいたが、国の制限等の関係でキャンセルされたり、権現荘から宿泊をお断りしたり、権現荘のホームページでも宿泊停止の告知をし、現在に至っている。今後は、宿泊をお断りしたお客様に再度宿泊の願いをしたりダイレクトメールを活用して、新たな顧客の獲得に努めるなどの対策を進めると答弁がありました。

委員より、コロナ禍が続いた場合、リスク分担に基づき、指定管理料を払い続けるのかとの質疑に対し、コロナの関係はまだ続くと考えている。指定管理施設については、協定に基づいたリスク分担だが、いよいよやっていけない状態が続けば廃止も考えるが、それぞれの施設については、位置づけや経済効果など、トータルに考えていくと答弁がありました。

委員より、権現荘は1,523万円、1,289万円と1,000万円以上の赤字が出ていて、こ

の1,000万の赤字を減らすのは並大抵ではないと思うが、今年はコロナで恐らく赤字額が多くなると思うが、権現荘そのものの厳しさを市はどう捉えているかとの質疑に対し、権現荘は、指定管理期間の第1期が3月末で終了したが、昨年の結果は約550万円の赤字であるが、棚卸し残高が1,000万円以上あるのでようやく黒字基調になってきた。本来なら今年度は、完全な黒字基調に持っていく重要な年であったが、コロナの影響ということで、市や国、県のキャンペーンを活用して、早く通常の形に持っていきたい。そうしないと指定管理者のほうも大変な状態になると思っていると答弁がありました。

委員より、指定管理料の算定根拠について、実績でなく見込額を算定根拠にしたのはどういうことかとの質疑に対し、考え方としては、実績で見る方法と予算で見る方法と色々な計算の根拠は考えられるが、今回、予算の売上見込みということで計画値で出した。ただし、この額は最終的に支出とかいう形でなく、固定経費も動いた経費は、これから出てくるので、最終的に実績を見る中で計算し、精算するという形で考えている。3,000万円の中には給付金などは見込まれていないので、それらが入ってくれば、この3カ月のものでいえば縮小していくと答弁がありました。

委員より、今は親不知ピアパークの各施設と権現荘へ補填しているが、ある程度のルールを決めてはっきりとした補填の指針を示してほしいとの質疑に対し、市内に指定管理施設45か所あるが、今回のコロナウイルス対策は、予測できなかった状況の中で対応している。ある程度、今回のことを参考にルール化、見える化を青海、権現荘ばかりでなく指定管理という制度の中で検討していきたいと答弁がありました。

委員より、権現荘だけでなく市全体のことを考えて努力してほしい。国の2次補正、さらには3次補正への要望や市独自の支援策などの考えはないかとの質疑に対し、落ち込んだ経済をどう立て直すかが大きな課題と思っている。1次補正の経済対策の部分の申請が上回っていたり、元気応援券の募集が好調なので追加できたらと思っているし、観光事業者の広告宣伝費に補助制度をつくらせていきたいなど、最終日の補正予算で挙げたいことから、予算編成の作業を進めている。いずれにしてもコロナの対応は、これからもしっかりとやっていきたいと答弁がありました。

観光施設管理運営事業及び柵口温泉権現荘管理運営事業の新型コロナ対応における指定管理料については、ほかにも質疑がありましたが、割愛させていただきます。

次に、5款、労働費のテレワーク推進事業について、委員より、現在、拠点施設利用型から在宅ワークへの方向性を見据えているかとの質疑に対し、リモートアクセス導入という部分については、拠点利用型から在宅でのリモートワークへの変更を可能にするものであるが、市内企業全般の中では、これから検討が進められるものと思われるので、既の実施している企業のノウハウも踏まえた研究を進めたいと答弁がありました。

委員より、運營業務委託料の増額について質疑があり、テレワークセンターを管理していただく新しいマネジャーを配置したこと、及びテレワークオフィスとして仕事を受注するための営業ツールとしてホームページを作成するための経費であると答弁がありました。

ほかにも質疑や確認事項がありましたが、割愛させていただきます。

以上で、建設産業常任委員会の報告を終わります。

○議長（中村 実君）

次に、吉川慶一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

吉川委員長。〔４番 吉川慶一君登壇〕

○４番（吉川慶一君）

市民厚生常任委員会に付託となりました関係部分について、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

市民課関係では、担当課より、２款１項４目、企画費２７、社会保障・税番号制度関連システム整備事業は、地方公共団体システム機構への事務委任負担金の増額で、財源は全額国庫補助金を見込んでいると説明がありました。質疑がありませんでした。

環境生活課関係では、担当課より、２款１項７目、協働のまちづくり費の６、防犯事業は、犯罪の未然防止のため防犯カメラを設置する自治会、商店街団体や地域防犯活動を行う法人に対する上限額１０万円の補助金で、３件分の追加費用である。４月以降に法人から申請があり、今年度予算が執行済みとなったために、今後の設置希望に対するための追加の財源措置であると説明があり、質疑がありませんでした。

福祉事務所関係では、担当課より、３款１項４目、老人福祉費４７、高齢者福祉施設等整備事業について、特別養護老人ホーム施設のふくがくちの里駐車場用地は、現在、市が借地しているものであるが、土地所有者から売却の意向を受けており、その取得費用を運営法人へ補助するものと説明があり、質疑がありませんでした。

健康増進課関係では、担当課より、４款１項４目、予防費の１１、新型コロナウイルス感染症予防対策事業は、一般財源から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金への財源変更であると説明を受けました。

委員より、新型コロナウイルス対応で、急いで求められている対応についてどのように考えているかとの質疑に対し、今後、２波、３波に備え、新しい生活様式の定着と医療検査体制強化を重点に、保健所、糸魚川総合病院、医師会と連携強化を図り、確実に取り組んでいきたいと答弁されております。

さらに、委員より、新型コロナに感染し、重症化したときの対応は考えているかとの質疑に対し、重症患者は、上越圏域では県立中央病院が受入機関で、感染症指定病院となっている。比較的軽症患者は、糸魚川総合病院も含めて圏域内で役割分担をし、確実に入院治療が受けられる体制を整えていく考えであり、今後、病床の確保も、県、市で連携して対応を強めたいと答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいま、各常任委員長の報告が終わりました。

11時15分まで暫時休憩といたします。

〈午前11時07分 休憩〉

〈午前11時15分 開議〉

○議長（中村 実君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいまの各常任委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

田原 実議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

田原議員。〔9番 田原 実君登壇〕

○9番（田原 実君）

糸魚川21クラブの田原 実です。

議案第86号、令和2年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）について、反対の立場で討論いたします。

柵口温泉権現荘管理運営事業費（新型コロナ対策）に3,000万円を計上していますが、そもそも権現荘には赤字補填をしないと取り決めた経緯があり、今回の補正対応は、その基本から外れるものと考えます。これまでの議会、委員会、市民説明会において、市民の血税から3,000万円を支出することには、議員、市民からの厳しい意見があります。

まず、権現荘の経営が厳しいと聞くが、身を切り、血を流す経営を求められている民間事業者さんから見れば、権現荘が何を改善したのか分からない。ただ、市長、行政、能生事務所は、そのことを重々承知しているからこそ、今後も権現荘の売上げが期待できないことを前提に、この先を案じ、市民の血税3,000万円で補填しようとしているのではないか。今回のコロナ禍への公の対応を渡りに船として、権現荘に3,000万円を支出することを議会が承認してよいのかというものです。

また、3,000万円の支出で済むのか、追加されることはないのかと懸念される声もあります。契約上のリスク分担という理由で、今回を前例としてこの先も補正予算が出され、議会が認めたか

らということで何千万円も支出していくことはないのか、その明確なルールはあるのかとの指摘を受けています。確かに、そこをはっきりさせないままの補正対応は、議会の常識として認められません。さらに、官民格差を行政がつくろうとする政治姿勢にも批判的な声が上がっています。返さないでよい金3,000万円を市長からもらっての経営と、日々の売上実績を基に金融機関からやっと借りた金を返済しながらの厳しい商売とは、大きな差があります。

権現荘は、大切な市の施設だと市長は言います。ならば、税金を納めてくださる民間事業者さんは、どうなるのでしょうか。民間事業者さんの財産と命は、誰が守ってくれるのでしょうか。それこそ、市長が守るべきものじゃないですか。まずは、そちらから対応していただきたい。権現荘は、その後です。官民格差を作る権現荘への3,000万円の支出を優先することは、厳しい生活に耐えながら納税する市民から了承してもらえません。

議案第86号、権現荘の新型コロナ対応3,000万円支出について、反対をいたします。

○議長（中村 実君）

次に、東野恭行議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

東野議員。〔2番 東野恭行君登壇〕

○2番（東野恭行君）

おはようございます。清政クラブの東野です。

議案第86号、令和2年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場で発言させていただきます。

今回の補正予算の焦点は2点、総務文教常任委員会において付託審査された学校情報施設等整備事業の教育用備品購入費9,657万4,000円、整備支援事業業務委託料1,000万円、こちらはタブレット端末を1,800台導入するという内訳ですが、ICT時代を見据え、未来の子供たちの教育基盤整備に寄与する重要なインフラであると考えます。

もう一点が、建設産業常任委員会において付託審査された観光施設管理運営事業（新型コロナ対応）の1,660万円、柵口温泉権現荘管理運営事業（新型コロナ対応）の3,000万円であります。今回は、こちらに大きく焦点を当てたいと思いますが、今回のコロナ禍を受けて、緊急時における民間企業と指定管理施設の事業継続の対応策について、大きな隔たりがあることが指摘されております。民間企業は、国・県・市の補助対策でも賄えない資金について、金融機関より借入れを行い、事業継続していくこと。市の指定管理施設の場合においては、固定資産の減価償却費などが発生しない中、国・県・市の補助対策を受けられる上、市の一般財源を充当して事業継続していくこと。柵口温泉権現荘の運営管理の基本協定書47条の原則にのっとりつつ措置とはいえ、市民感情を踏まえるとなかなか納得のいく内容ではありませんでした。

今回の事案は、感染拡大の第2波、3波が起こった際の対応や、10年後、20年後の未来にも同様な災害が起こったときに、繰り返し同じ措置、リスク分担ができるかというところを真剣に考えなければならない局面でもありました。

賛成を申し上げる理由が2点ございます。

1つ目は、コロナ禍において現段階で考えられる今回の対応策により、糸魚川市という、言わば

糸魚川市において一番大きな企業、公共を守るための責任を果たすということ。さらに関係団体に説明会を行っているということでもあります。

権現荘、親不知ピアパーク（おさかなセンター、レストピア、漁火、交流センター）は、糸魚川市にとって重要な公共施設であり、大切な観光資源であります。民間が所有される観光施設と糸魚川市の観光として共存していくために必要な施設であります。糸魚川市が指定管理者に対し、付託する内容を厳格化することで、現在の公共施設を維持することが難しくなる可能性も踏まえなければなりません。

しかし、今後、産業の衰退や人口減少によって財源確保が難しくなる局面を予見し、指定管理者に対し、リスク分担や条件を厳しくせざるを得ないことを理解していただく必要があります。それが糸魚川市内の観光施設として気持ちよく共存していく手だてだと考えます。

2つ目は、糸魚川市において一番大きな企業として行政職員各位の社会的に責任のある行動についてです。

今回のコロナ禍を受けて、市内が一丸となり、積極的に市内飲食店のテイクアウトのお弁当を現在もご利用いただいております。これら行動は、民間から指摘を受けたわけではなく、自発的な行動であり、職員各位の大切な互助会費を活用して利用いただいております。大変助かっている、大変ありがたいと、市内飲食店のオーナー様よりコメントを伺っています。新たな取組としては、シェアリングエコノミーの観点から「タクシーd e デリバリー」を導入し、民間事業者と協働でタクシー業界と飲食店との連携事業も進めました。緊急事態宣言が解除された現在は、3密を避けた行動の中で市内飲食店を積極的に利用いただいている姿も見受けられます。

2つ目の理由については、極めて感情的な理由ではありますが、今回のコロナ禍において糸魚川市は、制度以上に大切な地域内経済循環における協調活動を行ってくれていると考えます。日本では、大規模災害等で社会関係資本が豊かな地域では、復興のスピードや充実度が高いことが実証されていることから、糸魚川市にもその基盤を育むべく、引き続き今後も力添えいただきたく理由といたしました。

今回のコロナ禍について、感染症の専門家は100年に一度の危機であると申しております。今回、補正予算が組まれる前に、指定管理者制度の施設維持と民間企業の店舗維持のために、双方が共存していくための議論をされましたでしょうか。100年に一度の危機である状況には、市民感情的に公共の当たり前は通用しないと考えます。株式会社能生町観光物産センターの50%の株主である糸魚川市が、権現荘の経営改善を踏まえた会計や取組の公開を求める声に応えると同時に、糸魚川市の観光として公共施設と民間企業の双方を維持していかなければならないのならば、今後も引き続き、コロナウイルス感染症のため補助対策における公平・平等は難しいとしても、折衷案、着地点をしっかりと議論いただきたい、このように考えます。

令和2年6月22日の説明会において、権現荘をなくさないでほしいと泣きながら訴えてくれた女性がいらっしゃいました。あの状況下において大変勇気のある行動ではありましたが、為政者にはしっかりとその意味を理解していただきたいと考えます。

指定管理者制度における権現荘運営のための新しいルールづくりと、糸魚川市と民間企業の観光業が気持ちよく共存できる社会づくりに期待を込めて、賛成討論を終わります。

○議長（中村 実君）

次に、平澤惣一郎議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

平澤議員。〔1番 平澤惣一郎君登壇〕

○1番（平澤惣一郎君）

奴奈川クラブの平澤惣一郎です。

議案第86号、令和2年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）に対する反対討論。

これより議案第86号に対する反対の立場で討論を行います。

私は、所管となる建設産業常任委員会においては、市民に対する説明会を開催することなどを条件に、本案に対し賛成したものでありますが、去る6月22日、糸魚川地区公民館で開催された新型コロナウイルスによる指定管理料の対応についての説明会において、参加者の皆さんが全く理解できない状況を鑑み、現状においては賛成できる状況にないと判断し、賛意を翻し、反対するものであります。

権現荘を初めとする指定管理者に対する補填は、赤字補填ではなくリスク分担であるとしながらも、算出基準を過去の実績ではなく、経営計画を基にすることや固定費の内訳を明確に示すことができないこと、今回の4月から6月の3,000万円のほかにも、今後新型コロナウイルスの影響による損失が生じた場合には、さらなる補填があり得るということにも改めて気づかされました。今後の景気動向を勘案しても先行きは厳しく、黒字となる経営計画に基づく現在の算定方法では、際限なく赤字補填が可能となることから、指定管理料の算出根拠の明確化と条件の見直しを行った上でなければ可決し得ない議案であります。

また、宿泊業においては、国の持続化給付金のほかに、市からは一銭の休業協力金も支払われてはおらず、もともと苦しい経営が続いていた観光業では、今回のコロナ不況を受けて廃業・倒産する業者や先行き不安を訴える業者も多く、深刻な経営状態にあります。説明会においてもあまりに露骨な官民格差に、市にとって大切なのは権現荘とピアパークだけなのか、民間業者は見殺しかなど悲痛な声が上がっております。

官に甘く、民に冷たい、今回のようなやり方は、市民理解が得られるとは到底思えず、市内経済の立て直しを図るためにも市内事業者に対する新たな支援策を講じなければ、非難を浴びることは明らかであり、将来に禍根を残すことにもなりかねません。

よって、今回の予算を執行するには、曖昧な点や問題も多く、詳細を再協議しなければ事業化はすべきでないと考えます。

以上の理由をもちまして、本議案に対し、反対するものであります。

○議長（中村 実君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

保坂議員。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

議案第86号、令和2年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）について、賛成討論を行います。今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染対策事業が主なもので、その補正額は8億7,737万8,000円となっております。コロナ関係以外の事業では、民営保育所と地区等の要望による防犯カメラの設置補助金の増額があり、安全強化につながるものと評価しております。

また、テレワークの推進委託料の増額と児童生徒用のパソコン・タブレット1,800台分の学校情報施設等整備事業の増額は、新しい生活様式となるリモート業務やリモート学習の拡充となり、コロナ禍においてタイムリーな措置を考えております。

コロナ対応の事業では、タクシー等の飛沫防止カーテンの設置補助や1人1万円の子育て世代への臨時特別給付金、保育所等のマスクや消毒液の補助、救急車のオゾン発生装置の整備、マスク、フェイスシールド、防護服、手袋等の防災備品の整備などとなっております。そして、新型コロナウイルスの第2波、第3波の備えとして、予備費6,000万円を増額し、当初予算と合わせて1億円としております。いずれも今後の感染予防に必要なものと考えております。

今回、最も分かりにくい補正予算として、市所有の宿泊施設1か所と観光施設4か所の指定管理料4,600万円があります。特に7款、商工費、1項3目、観光費、事業ナンバー72の柵口温泉権現荘管理運営事業（新型コロナウイルス対応）の指定管理料3,000万円については、市民に誤解を与える結果となりました。

この場を借りて、少し整理しておきたいと思えます。

権現荘は通常、指定管理料がゼロ円で赤字補填を行わない契約であり、黒字が出た場合は、指定管理者である能生町観光物産センターの利益となります。最近では、燃料費の高騰で経営を圧迫しているとして、ペレットボイラーの燃料費は政策的費用として市が見ております。

その一方で、リーマンショックのような世界的経済不況や大きな自然災害の影響による経営不振があった場合、また、今回の100年に一度の感染症と言われる新型コロナウイルスにおいても、能生町観光物産センターと糸魚川市の間でリスク分担の協議を行う取決めがあります。

しかし、そのリスク分担の協議内容や金額の算出根拠が分からないため、私自身、市が50%株主である指定管理者への一般財源による損失補填は、その親密性が高いため市民に誤解を招くものと考え、6月8日の本定例会初日と15日の一般質問で、市の対応をただしてまいりました。

そのような中、6月16日に糸魚川市旅館組合、糸魚川民宿協会、糸魚川市観光協会糸魚川支部の連名で専決分の340万円と補正分3,000万円の合計3,340万円の説明会を求める申入れが市に提出されました。その後、6月19日の建設産業常任委員会では、私が求めていた3,000万円の算出方法の改善とその用途について、市民への説明会や市議会への報告を行政が行うと明言し、最低限の改善が見られたので、権現荘の事業継続のため、この議案第86号に賛成することといたしました。

今定例会の行政答弁を確認のため、4点ほど列挙しておきます。

1、指定管理料3,000万円の算出基準について、年度計画の月別売上予定額をやめ、今後は過去の実績額により算出すること。

2、指定管理料3,000万円のうち、令和2年度末までにコロナ禍の影響分とそうでないものを区分して金額を算出し、市議会等に報告すること。

3、コロナ対応の指定管理料については、今後の定例会や所管の委員会に経過報告をすること。

また、市民から説明会の申入れがあったときには、速やかに説明会を開催すること。

4、権現荘と同業である宿泊業者や飲食店等が、コロナ禍において力が出るような支援策を講じること。これについては、建設産業常任委員会で、藤田副市長が糸魚川元気応援券を1万セットの追加発行をすると明言しておりました。

最後に、コロナ対応の指定管理料について、私から指摘しておきたいことは、能生町観光物産センターと、その50%株主の糸魚川市は、大変密接な関係であり、第三セクターという性格上、官の部分と民の部分を上手に使い分けております。しかし、このことが民間業者や市民から見ると、大変誤解されやすいものになります。

そこで、今後は、権現荘の地域貢献度や会計について外部の目で評価し、その成果を市民に分かるように公開すべきと考えます。具体的には、会計の透明化、地域貢献事業の公表、市の施設として教育や福祉に特化した事業展開、災害時の避難所機能としての協力などを早々に検討することを要望し、私の賛成討論といたします。

議員各位におかれましては、賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 実君）

次に、佐藤 孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

佐藤議員。〔7番 佐藤 孝君登壇〕

○7番（佐藤 孝君）

日本共産党の佐藤 孝です。

議案第86号、令和2年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）について、反対討論を行います。

7款1項の柵口温泉権現荘管理運営事業等の指定管理料についてであります。指定管理施設について、4月から6月までの間の売上見込額に固定経費率を乗じて算出した固定費の100%を補正予算に計上するというものであります。前年実績ではなくて、それを上回る売上見込額を算出の根拠にするということについては、大いに疑問を感じます。新型コロナウイルス感染防止対策により、営業自粛や休業を余儀なくされた市内の飲食店、宿泊施設は、この固定費の支払いに苦しんでいるものがあります。個人事業の場合、糸魚川市の感染拡大防止休業協力金の10万円、緊急事業継続給付金20万円、新潟県の感染拡大防止対策協力金が1期、2期合わせても20万円、経済産業省の持続化給付金の100万円、合わせて150万円ほどの給付金獲得に四苦八苦しております。国の持続化給付金の支払いが遅れて、廃業に至るケースも全国各地に出ているようであります。家賃支援給付金も始まるようではありますが、経済産業省の持続化給付金の支払いが、遅れに遅れている現在、この給付金についても先は見えません。

こんなときに市の指定管理施設においては、リスク分担表によって不可抗力による事業の休止であるため、市と指定管理者の協議の結果、固定費の100%を補正予算に計上しております。結果、権現荘3,000万円、漁火540万円、おさかなセンター470万円、レストピア430万円、交流センター220万円であります。協議の結果ということで、指定管理施設では、固定費の心配は全くなくなるわけであります。固定費の支払いに途方に暮れる民間とは、大きな違いであります。

市民の暮らしとともに営業を守ることも市の大事な仕事であります。コロナ危機を市民一体とな

って乗り越えるべきときに、この官民格差は市民の団結にひびを入れるものになりかねません。リスク分担表に基づくものとのことですが、市と指定管理者との協議の結果に見合った形で、指定管理以外の業種で厳しい状態にある民間事業者への対策を強化する必要があります。残念ながら、そのような姿勢は見えません。前年の実績を上回って設定した売上見込額という金額を基礎にした計算方法を取るということについても、過去の実績と見込額の間には大きな差異がある場合などが考えられ、今後に禍根を残すことが考えられます。

したがって、本案に賛成することはできないものであります。

以上、反対討論といたします。

〔「議長、討論ちゃんと聞いてよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

議事にちょっと発言の間違いがあったんで、こっちで訂正してるとこなんです。

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

吉岡議員。〔20番 吉岡静夫君登壇〕

○20番（吉岡静夫君）

吉岡であります。

議案第86号、令和2年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）についての反対討論を行わせていただきます。

内容は、歳出、7款1項2目、商工費中の柵口温泉権現荘管理運営事業（新型コロナ対応）に係るもの、コロナを前面に出してのものです。

権現荘に係る補正予算案（指定管理料）に関する説明会と題しての会合が、これまでも何回か取り上げられてたけども、今定例会中、22日に糸魚川公民館を会場にありました。旅館組合、民宿協会、観光協会などの方々、さらに市民、マスメディア、議員など、さらに市側もちろん入れて、総勢約40人くらいの集まりであったと思います。

まず、この集まりを設営した努力を評価させていただきます。が、内容は、あくまでも事務の報告、用語類の解説の域を出ずでした。

一方、集まった方々は、特に関係する方々の多くは、むしろ行政対応、あるべき姿を、あるいは行政市政の在り方、ありようといったものに願いを込めてきたはずであります。両者の間の落差のようなものを感じ取ったのは、私だけではないと当日感じました。しかも多くの方々は、もっと訴えたい、言いたい、分かってもらいたい、せつない、そういう思いをいっぱい抱えておりました。しかし、面と向かっては、何もこのことばっかじゃありませんけれど、面と向かっては出しにくいという現実もあります。そして、いろいろな面で、いわゆるお上と民の間に横たわる、例えば損得勘定いろいろあります、商売の上でとか、そういうものを配慮せざるを得ないという現実も抱えているのであります、お上との間には。

今回の動きが示した問題点、その1つは、コロナ対応という名目での公費支出をめぐっての官、いわゆるお上です、民、いわゆる民の対応のあまりの違いの格差というもの。

それから、2つ目が、公費予算の投入対応としている、今回の場合は権現荘の性格そのものの在

り方、運営上の問題点、私たちそこへ目を向け、対応し続けていくべきです。が、今回の動き、そこまで、さっきも一部冒頭言いましたけれども、踏み込めないという現実を抱えて、なぜか。日常、営業活動上の官と民、俗に私よく使うお上と民のつながり、影響といったものに配慮する必要があるからです、私たちは。いいことか、悪いことか、このことに目を向ける市政をこそ目指すべきです。

ということで、くどいようですが、次のことを改めて強く申し述べさせていただきます。

私、市のやり方に対して一貫していさめ続けてきました、この問題に関して。この問題というのは、今回の3,000万そのものではなくて、権現荘の対応、あるいは温泉センター対応、いろいろありました。

1つ、市の責任、お上の責任。当然のことながら、市の行政の在り方こそが大きく問われるということ。市長はもちろんであります。関係者、責めを負うべきが筋です。

2つ、これも私使ってる言葉ですが、根っこ、本来の弱い市民一人一人の医療・福祉・健康のためという基本理念。根っこから、およそかけ離れたリゾート、レジャー向けに目を奪われたかのような経営感覚路線への市政の傾斜を行政はもちろん私たち議会共々しなければならないと私は思っております。

3つ目は、いわゆる民、いつも使っております。温泉センター存続署名要望、あるいは温泉センターへの民間参入呼びかけ、申入れ断念。幾つももっといっぱいあるんですけども、拾い出してみると。温泉センター存続請願運動をやはり今でも強調したいのは重視、見直すべきだった。対応すべきだ。

4つ、指定管理者、これも問題になっておりますが、何のための施設かをしっかりさせないまま数字や経理に振り回され、肝腎の市民、住民一人一人が軽んじられた、結果的には。結果が民間参入構想の空振りや指定管理者制への二転三転騒ぎありました、につながってしまった。

思い出すのは、ちょっと古いんですが、1つ挙げると平成22年の2月21日、当時の温泉センター2階で行われた、満員でありました。そこで行われた経営改革プラン、説明会、ここで非常に大きく噴出したのは、こんなやり方をしていたのでは弱い市民が浮かばれないの悲痛な叫び。今、これらの声を今こそ大事にしなければならぬときだと私は思っております。

まだいい足りないこといっぱいありますが、一般の場ではこれくらいであれしますが、以上、私の思い、願い、訴えを込め、議案第86号、令和2年度糸魚川市一般会計歳入歳出補正予算（第4号）を可決することについての反対討論とさせていただきます。

まだありますけれども、この辺で言いたいことの一部は言わせていただきました。どうもありがとうございました。

○議長（中村 実君）

吉岡議員の通告が終わりました。

暫時休憩いたします。

〈午前11時54分 休憩〉

〈午前11時55分 開議〉

○議長（中村 実君）

休憩を解き会議を再開いたします。

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第 86 号、令和 2 年度糸魚川市一般会計補正予算（第 4 号）を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する各委員長の報告は、可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（中村 実君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

昼食時限のため 13 時まで暫時休憩といたします。

〈午前 11 時 58 分 休憩〉

〈午後 1 時 00 分 開議〉

○議長（中村 実君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第 8. 議案第 87 号から同第 90 号まで

○議長（中村 実君）

日程第8、議案第87号から同第90号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第87号から90号は、新型コロナウイルス感染症の対策についてであります。

議案第87号は、令和2年度一般会計補正予算（第5号）についてでありまして、歳入歳出それぞれ1億6,800万円を追加いたしたいものであります。

歳出の主なものは、3款、民生費では、ひとり親世帯への臨時特別給付金事業の追加、4款、衛生費では、水道の基本料金免除のため企業会計へ繰出金の追加、7款、商工費では、糸魚川元気応援券発行事業の追加、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業の追加であります。

次に、歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の特定財源を充当いたします。

議案第88号は、令和2年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第1号）でありまして、収益的収支に収入額及び支出額41万8,000円を追加いたしたいものであります。

議案第89号は、令和2年度糸魚川市簡易水道事業会計補正予算（第1号）でありまして、収益的収支に収入額及び支出額7万5,000円を追加いたしたいものであります。

議案第90号は、令和2年度糸魚川市下水道事業会計補正予算（第1号）でありまして、収益的収支に収入額及び支出額49万3,000円を追加いたしたいものであります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明いたします。

以上であります。よろしくご承認くださいますようお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

山口財政課長。〔財政課長 山口和美君登壇〕

○財政課長（山口和美君）

ご説明いたします。

議案第87号は、一般会計補正予算（第5号）で、新型コロナウイルス感染症対策について補正追加いたしたいものであります。

最初に、5号補正のうち、新規事業につきましてご説明いたします。

お手元に配付いたしました議案第87号資料、一般会計補正予算（第5号）新規事業の概要をご覧ください。

記載の3事業につきまして、新規に取組を行いたいものであります。

1、ひとり親世帯臨時特別給付金事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響より、ひとり親世帯に大きな困難が生じてることを踏まえ、支援を行うため児童扶養手当の受給世帯など

に臨時特別給付金を支給するものであります。

支給額は1世帯5万円、第2子以降、1人につき3万円であり、全額国からの補助で対応いたします。

2、水道事業・下水道事業の料金等の減免対応であります。新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、売上げの減少している事業者等へ支援するため、水道料金・下水道使用料の基本料金を8カ月分免除するものであります。

対象者は、(1)に記載の糸魚川市緊急事業継続給付金を受けている事業者、新型コロナウイルスの影響による緊急小口資金、総合支援資金の特例貸付の貸付け対象者、いずれかの要件を満たしている方で、令和2年8月請求分から令和3年3月請求分までの基本料金を免除いたします。

なお、組合営水道及び個人設置型合併処理浄化槽を使用されている方へは、市営水道、下水道と同じ対応としたいため、(3)、(4)に記載のとおり、基本料相当分を補助金として交付いたします。

3、誘客支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の観光関連事業の消費喚起による地域経済の回復に向け、誘客宣伝の取組を行う市内観光関連団体等に支援を行うものです。

対象者は、市内の観光関連団体、旅館業、旅行業事業者等で、誘客宣伝に要する経費を補助するものであります。補助率は3分の2で、限度額はそれぞれ40万円と20万円であります。

新規事業の説明は、以上です。

それでは、議案書に基づき、ご説明いたします。

補正額は1億6,800万円の追加であります。

初めに、歳出からご説明いたします。

予算書の10、11ページをお願いいたします。

3款2項6目、母子等福祉費は、ひとり親世帯臨時特別給付金事業で、先ほど説明いたしました内容で、事務費を含め3,310万円を補正するものであります。

4款2項1目、生活環境総務費は、80、組合営水道使用者支援事業(新型コロナ対応)、81、水道事業会計繰出金(新型コロナ対応)、82、簡易水道事業会計繰出金(新型コロナ対応)で、水道の基本料金を免除した部分を企業会計には繰り出し、組合営水道の使用者には補助金として支出するものであります。

7款1項2目、商工業振興費、94、糸魚川元気応援券発行事業(新型コロナ対応)は、5月18日付専決の3号補正で5,500万円を計上いたしました分の追加になります。6月23日時点で3,268通、2万5,523冊分の申込みがあり、予定の2万冊を超えていることから、1万セットを追加したいものであります。

96、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業は、4月20日付専決の1号補正で計上した事業費の追加になりますが、緊急事業継続給付金のほか、記載の事業において当初の予定を超えており、8,500万円の追加をいたしたいものであります。

12、13ページをお願いいたします。

3目、観光費の70、誘客支援事業(新型コロナ対応)は、先ほどご説明いたしました内容で、1,000万円を補正するものであります。

8款8項1目、下水道事業は、11、下水道事業会計繰出金で、下水道の基本料金の免除を行った分を下水道事業会計へ繰り出すものであります。

同じく21、合併処理浄化槽使用者支援事業は、個人で設置している合併処理浄化槽使用者への補助金であります。

次に、歳入についてご説明いたします。

8、9ページをお願いいたします。

15款2項1目、総務費補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加であります。

同じく2目、民生費補助金は、母子家庭等対策総合支援事業補助金で、ひとり親世帯臨時特別給付金事業に充当いたします。

一般会計の説明は、以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

樋口ガス水道局長。〔ガス水道局長 樋口昭人君登壇〕

○ガス水道局長（樋口昭人君）

議案第88号から議案第90号まで、一括で説明いたします。

議案第88号の水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的収入及び支出において41万8,000円を追加いたしたいものです。

予算書の2、3ページをお願いいたします。

先ほど財政課長がご説明いたしました新型コロナウイルス感染症対応により、水道料金の基本料金免除を行うことから、収入、1款1項1目、給水収益は減免により減収となる水道料金を368万2,000円といたしました。

同じく2項5目、他会計補助金は、減収となる水道料金に通信運搬費、システム改修委託料などの事務費を加えた410万円を一般会計から繰入れするものです。

続いて、議案第89号、簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、議案第88号でご説明した水道料金の減免と同様に、収益的収入及び支出において7万5,000円を追加いたしたいものです。

予算書の2、3ページをお願いいたします。

収入、1款1項1目、給水収益は、減免により減収となる水道料金を72万5,000円といたしました。

同じく2項1目、他会計補助金は、減収となる水道料金に通信運搬費、システム改修委託料などの事務費を加えた80万円を一般会計から繰入れするものです。

続いて、議案第90号、下水道事業会計補正予算（第1号）は、議案第88号及び89号でご説明した水道料金の減免と同様に、収益的収入及び支出において49万3,000円を追加いたしたいものです。

予算書の2、3ページをお願いします。

収入、1款1項1目、下水道使用料は、減免により減収となる下水道等使用料を660万7,000円といたしました。

同じく2項6目、他会計補助金は、減収となる下水道等使用料に通信運搬費、システム改修委託

料などの事務費を加えた710万円を一般会計から繰入れするものです。

説明は、以上です。

○議長（中村 実君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第87号、令和2年度糸魚川市一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第88号、令和2年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第89号、令和2年度糸魚川市簡易水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第90号、令和2年度糸魚川市下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。  
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第9．発議第2号

○議長（中村 実君）

日程第9、発議第2号、緊急自然災害防止対策事業の期限延長を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中立一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

田中議員。〔15番 田中立一君登壇〕

○15番（田中立一君）

発議第2号、緊急自然災害防止対策事業の期限延長を求める意見書を読み上げ、提案理由といたします。

近年、地震や豪雨など大規模な自然災害が相次ぎ、各地で甚大かつ深刻な被害を及ぼしている。

このような自然災害から国民の生命と財産を守る防災・減災、国土強靱化の重要性は、より一層増している。また、社会インフラが自然災害時にその機能を維持できるよう、平時から万全の備えを行うことが重要である。

このため、令和元年度に緊急自然災害防止対策事業が創設されたが、事業期間は、令和2年度までの2か年とされている。

緊急自然災害防止対策事業債は、地方公共団体にとって極めて重要な財源保障となっており、本市のみならず全国で積極的に活用されているところである。

国におかれては、地方公共団体が、引き続き国と一体となって、防災・減災対策を実施し、国土強靱化に取り組めるよう、令和3年度以降も緊急自然災害防止対策事業を継続するとともに、さらには本制度の恒久化についても検討を進められるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（国土強靱化担当）、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣に提出いたします。

○議長（中村 実君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第2号、緊急自然災害防止対策事業の期限延長を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第10．発議第3号及び同第4号

○議長（中村 実君）

日程第10、発議第3号及び同第4号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高澤 公議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

高澤議員。〔13番 高澤 公君登壇〕

○13番（高澤 公君）

それでは、発議第3号及び第4号の提案説明をいたします。

これより、意見書を読み上げて提案理由といたします。

発議第3号、新型コロナウイルス感染症防止対策に関する意見書。

国内の新型コロナウイルス感染者は、6月16日現在で1万7,628人、亡くなられた方は931人となっております。世界においても感染者や死亡者数は増え続けており、終息する気配が全くありません。

国内においては、感染症の影響により地域経済に大きな爪痕を残しています。

いまだ感染症に効く治療薬やワクチンが開発されず、市民は「新しい生活様式」を受け入れつつ、先行きの見えない不安と日々戦っております。

今後、第2波・第3波の感染症に対応するため、経済支援を初めとする、医療・福祉・教育・子育てなどへのさらなる支援とともに、様々な災害に応じた避難所運営への支援の拡充が強く求められています。

したがって、国において、この難局を乗り越えるため、極めて多様な取組が市町村に求められていることを踏まえ、実態を調査した上で下記の事項のとおり、適切かつ弾力的な支援を講じることを強く求めます。

要望事項の1番として、感染症の治療薬とワクチンの早期開発に全力で取り組むこと。

2番、コロナ禍で経営悪化している医療機関への経済的な支援を行うこと。

3番、医療従事者と介護従事者のPCR検査を公費で行うこと。

4番、経営が厳しい飲食店や宿泊業者への固定費助成を行うこと。

5番、保健所などのPCR検査や抗体・抗原・唾液による検査体制を拡充すること。

6番、地方自治体の感染症対策事業の財政支援を適切に講じること。

7番、地域公共交通機関の維持・確保に十分な支援策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣に意見書を提出します。

続きまして、発議第4号を説明いたします。

新型コロナウイルス感染症防止対策に関する意見書ですが、前文は今ほどの発議第3号と同様ですので、割愛いたします。

要望項目として、1番、コロナ禍で経営悪化している医療機関への経済的支援を行うこと。

2番、医療従事者と介護従事者のPCR検査を公費で行うこと。

3番、経営が厳しい飲食店や宿泊業者への固定費助成を行うこと。

4番、保健所等のPCR検査や抗体・抗原・唾液による検査体制を拡充すること。

5番、帰国者・接触者相談センターにおいて、誰もが安心して相談できるさらなる環境整備を図ること。

6番、地方自治体の感染症対策事業の財政支援を適切に講じること。

7番、地域公共交通機関の維持・確保に十分な支援策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、新潟県知事に意見を提出します。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（中村 実君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第3号、新型コロナウイルス感染症防止対策に関する意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、発議第4号、新型コロナウイルス感染症防止対策に関する意見書を採択いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第11．閉会中の継続調査について

○議長（中村 実君）

日程第11、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり、米田市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

令和2年第2回市議会定例会閉会に当たり、お礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月8日から本日までの長期間にわたり、補正予算を初め多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。

この機会に5点についてご報告申し上げます。

初めに、令和元年度会計別決算状況について、ご報告申し上げます。

一般会計の決算額は、歳入が328億1,000万円、歳出で311億7,000万円となり、差引き16億5,000万円が令和2年度への繰越金となります。繰越財源を除く実質の繰越金は、10億3,000万円ではありますが、令和2年度予算に充当しておりますので、残りは約4億2,000万円となっております。

詳細につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりであり、今後とも、より健全な財政運営に努めてまいります。

2点目に、出身大学生等応援事業についてご報告申し上げます。

5月25日から募集を開始しております出身大学生等応援事業について、6月24日現在、459人の登録をいただいております。申込みの締切りは、本日までとなっております。

応援品の発送に当たりましては、糸魚川うまいもん会をはじめとする地元事業者の皆様の協力を頂き、発送いたしているところでありますが、応援品を発送した大学生や、その保護者から多数のお礼のメッセージなどを頂いております。不安がある中でも、ふるさと糸魚川を離れて生活している皆様方にとりまして、少しでも心の支えになったものと考えております。

3点目に、最新版の住みよさランキングについて、ご報告申し上げます。

東洋経済新報社が、毎年発表する住みよさランキングについて発表があり、当市は62位、2年連続で新潟県では1位となりました。これまで取り組んできた成果の現れと考えております。また、指標を分析する中で施策に反映し、さらなる住民福祉の向上に努めてまいります。

4点目に、トワイライトエクスプレス再現車両公開記念式典の開催について、ご報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、4月29日から公開を延期してまいりました。現在の社会活動緩和の状況を踏まえ、8月9日にジオパルでの記念式典開催を決定いたしました。公開後は、交流人口の拡大、にぎわいの創出につながるよう活用してまいります。

最後に、コロナ関連ステッカー2種類の配布について、ご報告申し上げます。

まず1つは、一定の基準を満たす感染拡大防止対策を実施しております事業者に対して、新型コロナ対策推進ステッカーを配布いたします。糸魚川市観光協会に申込みの受付と配布を行い、安心・安全のお店をPRして、誘客宣伝を図り、経済活動の再開と需要喚起を図ってまいります。

もう一つは、アフターコロナに向けて、行政、事業者、市民が一体となって取り組むことが重要であり、心を一つにコロナに対する意識を醸成するため、コロナに負けるな糸魚川ステッカーを製作いたしました。チーム糸魚川の会員企業や希望する市民の皆様に向けて配布させていただき、意識の醸成を図るとともに市全体が一丸となって、新しい生活様式を実践し、経済の再生に全力で取り組むよう進めてまいります。

以上、5点についてご報告申し上げました。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、今後、夏場の人の移動などによる市内発生の可能性も危惧されます。

また、国の2次補正も成立したことから、できる限り議会の皆様とともに情報の共有を図る中で進めてまいりたいと考えておりますが、緊急時や、また、時期を捉えての経済対策などには、専決補正となる場合もありますので、ご理解を願いたいと思います。議員各位をはじめ市民の皆様から、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、令和2年9月市議会定例会の招集日を8月31日、月曜日とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（中村 実君）

以上で、米田市長の報告が終わりました。

これもちまして、令和2年第2回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでした。

〈午後1時32分 閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員